

大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 長期化するコロナ禍において、医療施設には大きな負荷がかかっていることに加え、原油価格・物価の高騰により施設運営は更に厳しさを増している中においても、サービスを維持しながら懸命に運営を続けている医療施設等を支援するため、予算の範囲内において緊急的に大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金(以下「給付金」という。)を支給することとし、給付金の支給に関してはこの要綱の定めるところによる。

(支給対象施設)

第2条 支給対象施設は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大洲市内に所在し、現に事業を営んでいる別表に定める施設
- (2) 物価高騰による運営費増加額が1万円以上となる施設
- (3) 大洲市高齢者施設等物価高騰対策支援給付金交付要綱(令和4年大洲市要綱第157号)に定める給付金の交付を受けていない施設。ただし、対象となる施設区分が異なる場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は支給の対象外とする。

- (1) 県又は市町が設置する施設
- (2) 大洲市暴力団排除条例(平成23年大洲市条例第22号)第2条に規定する暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が設置する施設
- (3) 市税に未納がある者(法人を含む)が設置する施設
- (4) 上記のほか、本給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める施設

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、各施設における物価高騰による運営費増加額が、別表の左欄に掲げる施設区分(支給対象施設)に応じ、同表の右欄に定める額(以下「支給単価」という。)以上の場合は支給単価を支給し、支給単価未満の場合は、運営費増加額(1万円未満切捨て)を支給する。

(支給回数)

第4条 給付金の支給は、1施設につき1回限りとする。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金支給申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金支給決定通知書(様式第2号)により、支給しないことを決定したときは大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金不支給決定

通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、給付金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項において支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金支給決定取消通知書（様式第4号）により、速やかに対象者へ通知するものとする。

（給付金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により支給の決定を取消した場合において、既に給付金を支給しているときは、大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金返還通知書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第9条 給付金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、給付金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年11月9日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により支給決定した給付金に係るこの要綱の規定については、同日以後もその効力を有する。

別表（第2条及び第3条関係）

単位：千円

施設区分（支給対象施設）		支給単価
病院（保険医療機関に限る。） （定額＋病床数による加算）		800 10／床
有床診療所（保険医療機関に限る。）		800
無床診療所＜医科・歯科＞（保険医療機関に限る。）		270
訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）、助産所		90
その他	施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。出張専門を含む。）	30
	薬局（保険薬局に限る。）	30

ただし、施設区分（支給対象施設）は、法令等に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限り。

<裏面>

5. 誓約事項

- (1) 大洲市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (2) 市税に未納がないこと。
- (3) 支給対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、速やかに給付金を返還し、支給を受けた団体名、代表者氏名及び所在地等の情報を公表されること。

<p style="text-align: center;">大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金を申請するにあたり、上記の事項について誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切の異議を申し立てません。</p> <p>住所 _____ 法人名 _____ 代表者職氏名 _____</p>	<p>誓約する場合、 以下に✓を記入</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></p>
---	--

※誓約のチェックがなければ、申請書を受け付けることができません。

6. 提出書類

①申請書(本紙)

②振込先の通帳の写し(「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人(フリガナ)」が読み取れるもの(通帳の表紙裏側のコピーなど))

※電子メールによる申請の場合、写真データ等で可

【電子メール提出時の注意事項】

担当者は、以下の①及び②の両方のアドレスに、メール送付してください。

①受付先アドレス(kenkouzoushinka@city.ozu.ehime.jp)

②「1. 申請者情報」に記載した「責任者」のメールアドレス

※①と同時に必ずTo又はCcで送付してください。

第 号
年 月 日

様

大洲市長

（公印省略）

大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金支給決定通知書

年 月 日付で、支給申請のありました大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金は、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

なお、給付金は申請書に記載のある金融機関の当該口座に振り込みます。

今後におきましても、引き続き安定的な医療提供にご協力をお願いいたします。

記

1 支給決定金額 金 _____ 円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大洲市長
(公印省略)

大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付で、支給申請のありました大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金は、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不支給の理由：

第 号
年 月 日

様

大洲市長
(公印省略)

大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金支給決定取消通知書

年 月 日付で支給決定した大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金については、下記の理由により当該決定の（全部又は一部）を取消したので通知します。

記

1 取消の事由

第 号
年 月 日

様

大洲市長
(公印省略)

大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金返還通知書

年 月 日付で、支給決定を取消した大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金は、下記により返還するよう通知します。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返 還 先 (大洲市公金口座)